

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月までB所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、自動車用ガラスの製造工として就労していた。
- 2 請求人によると、事業場において約〇年間、ガラス加工高温炉における断熱・保温・補修等の作業に従事したため、石綿にばく露したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し、「上葉肺がん」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、10年間以上に及ぶ石綿ばく露作業に従事した後に原発性肺がんを発症しており、業務起因性があると主張している。

(2) ところで、石綿による疾病の認定基準については、「石綿による疾病の認定基準について」(平成24年3月29日付け基発0329第2号及び平成25年10月1日付け改正基発1001第8号。以下「認定基準」という。)が策定されており、当審査会としても認定基準を妥当と考えるので、以下、認定基準に照らして検討する。

(3) E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、組織学的所見等をもとに本件疾病を原発性肺がんとして診断しており、当審査会としても、請求人に発症した本件疾病は原発性肺がんであると判断する。

(4) 請求人の石綿ばく露歴については、決定書理由に説示するように、10年間以上に及ぶと認められるが、決定書理由に説示するように、石綿肺の所見あるいは胸膜プラークの所見は認められず、石綿小体あるいは石綿繊維の所見も得られていない以上、当審査会としても認定基準のこれら要件を満たしていないものと判断せざるを得ない。

したがって、本件疾病は認定基準に示す認定要件を満たすとは認められず、業務上の疾病とは認められない。

(5) なお、請求人は、認定基準の違法性について主張しているが、認定基準は、関連医学分野の専門家からなる検討会において、医学的かつ客観的根拠に基づいて策定されたものであり、請求人の主張を認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。